

公 示

「災害時等における応急対策に関する協定」について

標記について、協定締結希望者を募集いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

令和 2 年 3 月 13 日

独立行政法人水資源機構

群馬用水管理所長 稲木 道代

記

1. 協定の概要

- (1) 協 定 名 災害時等における応急対策に関する協定
- (2) 活 動 場 所 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）群馬用水管理所（以下「群馬用水管理所」という。）の施設が所在する区域
- (3) 活 動 の 内 容 群馬用水の施設において、地震・風水害・その他による災害等が発生もしくは発生のおそれがある場合、又は事故等により施設が損壊した場合（本公示内において「災害時等」という。）の応急対策について、速やかに実施するものです。
- (4) 協定の内容等 協定の締結日 ～ 令和3年3月31日
詳しくは、別添の協定書（案）を参照願います。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 機構における有資格業者登録者（平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「土木一式工事」又は「その他の工事」の業種（以下「H31・32業者登録」という。）へ申請している者もしくは申請予定の者。）とする。
- (2) 過去10年間に以下の地域において、群馬用水管理所もしくは群馬用土地改良区が発注した工事の施工実績を有する者もしくは、群馬用水管理所と「災害時等における応急対策に関する協定」を締結していた者。

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町

- (3) 本協定の応急対策を実施する際に、統括的に管理する者として、次に掲げるいずれかの基準を満たす技術者を保有していること。
- ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 一級建設機械施工技士
 - ③ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者
 - ④ 監理技術者資格者
- (4) 応募書の提出期限の日までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (5) 群馬県内に本店が所在すること。
- (6) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

- (1) 本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
(2) 協定締結者の選定は、必要に応じてヒアリング等を実施し、建設資機材の状況や技術者の保有状況等を総合的に検討して決定します。

4. 担当部署

〒371-0844 群馬県前橋市古市町386番地

独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所

担当者： 所長代理 江森、 管理班 岡本

電 話： 027-251-4266

FAX： 027-254-2634

5. 応募資格の確認等

(1) 締結を希望する者

締結を希望される者は、下記資料（以下全ての資料を指し「応募書」という。）を作成し提出願います。

- ① 協定応募資格確認書（様式1）
- ② 過去の施工実績を記載した書面または過去に締結した協定書の写し（様式2）
- ③ 提供可能な建設資機材等一覧表（様式3）

(2) 応募書の提出

応募書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法： 応募書の提出は、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間： 令和2年3月13日（金）から令和2年3月25日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分（12時00分から13時00分は除く）までとする。
- ③ 提出先： 5. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された応募書は、本協定の応募資格確認以外に無断で使用しません。
- ② 提出された応募書は返却しません。

- ③ 応募書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- ④ 本公示を、応募書提出の作成以外の目的で使用しないで下さい。

6. 協定締結者等への通知

(1) 選定した者に対する通知方法

協定締結者として選定した者に対しては書面をもって、令和2年3月31日（火）までに通知します。

(2) 選定しなかった者に対する通知方法

申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和2年3月27日（金）までに書面をもって通知します。

(3) 通知の延期

群馬用水管理所の都合等により、(1)及び(2)の通知を延期する場合があります。この場合には申請書を提出した者に対し、事前に連絡いたします。

7. その他

- (1) 本協定は、機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目において評価の対象となることがあります。
- (2) 本協定締結後、なるべく早い時期に協定の内容に関する説明会の実施を予定しております。

以 上

様式 1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人水資源機構
群馬用水管理所長 稲木 道代 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県××市△△番
商号又は名称 〇△□株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 印
〇〇 〇〇

協定応募資格確認書

令和2年3月13日付けで公示のありました「災害時等における応急対策に関する協定」に係る協定応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて応募します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。
また、同公示2.(2)に示す内容に該当することを誓約します。

記

- 1 過去の施工実績を記載した書面・・・・・・・・・<様式2>
- 2 提供可能な建設資機材等一覧表・・・・・・・・・<様式3>
- 3 問い合わせ先
担当者氏名 〇〇△△
担 当 部 署 〇〇本店□□部△△課
電 話 番 号 **-*-*-***** (内線***)
F A X 番 号 **-*-*-*****

[1/〇]

様式2 群馬用水もしくは群馬用水土地改良区が発注した工事の施工実績
または過去に締結した災害時等における応急対策に関する協定の写し

様式3 提供可能な建設資機材等表

様式1

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構
群馬用水管理所長 稲木 道代 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 印
〇〇 〇〇

協定応募資格確認書

令和2年3月13日付けで公示のありました「災害時等における応急対策に関する協定」に係る協定応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて応募します。
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。
また、同公示2.(2)に示す内容に該当することを誓約します。

記

- 1 過去の施工実績を記載した書面もしくは過去の協定書の写し・・・<様式2>
- 2 提供可能な建設資機材等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式3>
- 3 問い合わせ先

担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去10年間の施工実績

(工事名：〇〇工事)

会社名：〇〇〇(株)

工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号：)
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	自 平成〇〇年〇月〇日 ~ 至 平成〇〇年〇月〇日 (〇〇〇〇年) (〇〇〇〇年) (西暦)
	受 注 形 態 等	単体 / 〇〇・〇〇JV (自社出資比率〇〇%)
	JVの構成業者名	〇〇建設(株)、△△建設(株)
工 事 概 要	工 種	〇〇工
	概 要 数 量・寸法等	〇〇水路右岸管理用道路のアスファルト舗装を施工 〇〇 m ²

※ 記載の欄の明示は記入例である。

災害時等における応急対策に関する提供可能な保有建設資機材等

(1) 資材

	資材名	数量	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

(2) 建設機械

	機械名	数量	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

(3) 人員

	職種名	保有人数	
		昼間	夜間
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

※ 行数は必要に応じて増減してください。

[参考]

資材名 例

鋼矢板 2型	覆工版 (鋼製)	土木シート 吸出止
鋼矢板 3型	切込み採石 C-40	土木シート 遮水用
鋼矢板 軽量	砂	土嚢袋
H型鋼 (杭用) 300型	真砂土	バリケード
H型鋼 (杭用) 350型	生コンクリート	ガードレール B-4E
H型鋼 (杭用) 400型	生アスファルト	ガードレール B-2E
H型鋼 (山留材) 300型	ヒューム管 $\phi 600$	蛇かご
H型鋼 (山留材) 350型	杭丸太 松	
H型鋼 (山留材) 400型	鋼管パイプ $\phi 50$	

建設機械名 例

ダンプトラック デイゼル $\circ t$	大型ブレーカ $\circ kg$	電源照明車 $\circ KVA$
トラック クレーン付 $\circ t$	モーターグレーダー $\circ m$	照明装置 $\circ KVA$
バックホウ クローラ $\circ\circ m^3$	振動ローラ ハンドガイト $\circ t$	応急組立橋 TL20 1車線L= m
トラクターショベル $\circ\circ m^3$	タンパ $\circ kg$	応急組立橋 TL20 2車線L= m
トラック $\circ t$	リフト車 $\circ m$	
トレーラ セミ $\circ\circ t$	散水車 $\circ m^3$	
トラッククレーン 油圧 $\circ t$ 吊	空気圧縮機 $\circ m^3/分$ 未満	
ホイールクレーン 油圧 $\circ t$ 吊	水中ポンプ $\phi \circ \times \circ m$	
パイプロハンマ 電動式 $\circ kw$	電気溶接機 デイゼル $\circ A$	
ハンドハンマ $\circ kg$	発動発電機 デイゼル $\circ KVA$	

職種名 例

特殊作業員	鉄筋工	大工
普通作業員	溶接工	
軽作業員	運転手 (特殊)	
法面工	運転手 (一般)	
とび工	さく岩工	
石工	橋梁世話役	
ブロック工	土木一般世話役	
電工	型枠工	

※ 上記例は、いずれも記入例を示したものであり、上記以外の資機材、職種がある場合は、必要に応じて記載してください。

(参考)

災害時における応急対策に関する協定書（案）

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構群馬用水管理所が管理する施設に地震・風水害・その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所長（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の応急対策等を図るための、応急出動に関する事項について定めるものとする。

（協定の発動）

第2条 この協定に定める事項は、乙に対して依頼を行ったときをもって発動するものとする。

（協定の範囲）

第3条 この協定の範囲は、甲の施設が所在する以下の区域とする。

- ① 赤城幹線水路 上流区域（前橋市、沼田市、渋川市）
- ② 赤城幹線水路 下流区域（前橋市、桐生市）
- ③ 榛名幹線水路区域（高崎市、渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町）

（応急出動の依頼）

第4条 災害時において、甲が応急対策等の活動を必要とするときは、甲は乙に対して技術力の提供・資機材の提供・作業員の提供等を依頼することができる。

なお、依頼する範囲は、第3条に示す区域のうち、乙の所在地から最も近い区域内を原則とするが、活動可能者がいない場合等においては、この限りではないものとする。

（応急出動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から依頼を受けたときは、技術者・作業員等の優先出動等に積極的に努めるものとし、特別の理由のない限り、出動を行うものとする。

（応急建設資機材等の供給）

第6条 乙は、甲の依頼があったときは、特別の理由のない限り、甲に対し建設資機材等の供給を行うものとする。

（応急出動の依頼手続き等）

第7条 甲は乙に対し第3条の依頼をしようとするときは、別添様式－1により依頼するものとする。

2 乙は第3条の依頼を請ける場合には、別添様式－2により回答するもの

とし、これをもって契約を締結するものとする。

なお、やむを得ず依頼を断る場合には、口頭等にて回答するものとする。

3 甲及び乙は前項の規定によりがたいときは、口頭による依頼又は回答ができるものとし、文書は応急出動後速やかに整理するものとする。

(費用)

第8条 この協定の規定により乙が出動等した費用については、甲が負担する。

2 前項の規定する費用は、乙が応急出動終了後、乙の提出する実績報告書（日報の写し、下請契約書の写し、賃貸借契約書の写し等）等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、別添様式－3～6により甲乙協議して決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めていない事項又は、この協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議し定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の適用される期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和2年 月 日

甲 独立行政法人水資源機構 群馬用水管理所
所 長 稲木 道代

乙